

令和6年度 新宿区立西新宿中学校 特別支援教育 全体計画

○教育基本法
○学校教育法
○学習指導要領
○東京都教育委員会教育目標
○新宿区教育委員会教育目標

○学校の教育目標
人間尊重の精神を基盤とし、国際的視野に立ち、
真理と平和を求め、人間性豊かな人を育成する。

ア 自ら鍛え心身ともに健康な人
イ 自ら考え進んで実行する人
ウ 自ら学び続ける人

○学校・家庭・地域の実態
○地域の期待や願い
○保護者の期待や願い
○生徒・家庭・地域社会の実態
○時代や社会の要請

○特別支援教育の目標（『学習指導要領』文部科学省 平成20年3月）

障害のある生徒などについては、特別支援学校等の助言又は援助を活用しつつ、例えば指導についての計画又は家庭や医療、福祉等の業務を行う関係機関と連携した支援のための計画を個別に作成することなどにより、個々の生徒の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行う。担任だけが指導に当たるのではなく、校内委員会を設置し、特別支援教育コーディネーターを指名するなど学校全体の支援体制を整備するとともに、特別支援学校等に対し助言又は援助を要請するなどして、計画的、組織的に取り組む。

○本校における特別支援教育の重点（令和6年度 本校教育課程 第1表）

特別支援教育コーディネーターを中心に校内委員会定期的に開催し、スクールカウンセラー、特別支援教育推進員やスクールカウンセラー、家庭と子どもの支援員と情報の共有と問題の整理を行う中で、特別支援教室の運営と組織的な運営体制の充実を図る。

○生徒の実態（学校評価など）
男女間や上級生と下級生の隔たりが少なく仲が良い。教職員と生徒間の交流も深く、相談等を気軽にできる関係である。基本的な生活習慣や家庭学習の定着が図れず、対人関係のつまづきから学校生活が上手に送れない生徒が見られる。

○具体的な重点項目

- ①校内委員会や巡回相談を通して知識や具体的な事例を学び、教職員の専門性の向上を図る。
- ②生徒に基本的な生活習慣を身に付けさせ、自立させるための具体的支援体制を話し合う。
- ③家庭との協力を図り、家庭と学校が共に生徒を支援していく体制を作る。
- ④教育委員会や専門家チーム、SSW、通級学級、医療機関等の関係機関との連携を図る。

○各学年における具体的な確かな学力の育成の重点（学年経営案）

1 学年	小学校からの聞き取りを丁寧に行い、校内委員会と連携しながら特別な支援を要する生徒に対して個別計画を立て、きめ細かい指導をし、組織的に対応していく。
2 学年	生徒の自己肯定感を高め落ちついた学校生活を送れるようにする。生徒の問題点には、早期発見、早期解決を基本としながら、校内委員会や専門家の助言を生かし、個々に応じた対応を工夫する。
3 学年	進路指導を踏まえ、校内委員会と連携しながら特別な支援を要する生徒に対して個別計画を立て、きめ細かい指導をし、組織的に対応していく。
E 組	各教科・領域等を合わせた指導、総合的な学習、道徳・特別活動、自立活動等全ての教育活動を通して、人権教育・性教育・安全指導・食育等に関連付けた指導を行う。

○各教科における具体的な確かな学力の育成の重点

国語	授業で机間指導を行い、肯定的に声かけをしながら、個に応じた支援を行う。	美術	作品の制作における机間指導時において、助言の仕方を、個に応じた言葉で工夫する。
社会	全ての人が暮らしやすい社会がなぜ大切か、どんな支援、施策があるのか考える力を養う。	保健体育	口頭だけの説明でなく、ホワイトボードなどを活用し、視覚化する。声かけや個別指導も取り入れる。
数学	グループ学習を取り入れ、T.Tの十行をいかした個別指導や、座席等の配慮をする	技術・家庭	作品制作時では状況を見て、個別に助言し、工具や道具の使い方について指導を行う。
理科	個別学習では、個に応じた目標を設定させ、達成感を持たせよう工夫する。	英語	授業時の説明や机間指導など、個々の生徒の実態に合った支援を工夫し、実施する。
音楽	生徒の特性を理解し、板書やプリントを工夫する。	道徳	視覚に訴える教材なども活用し、教材を工夫する。